

返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充に関する意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されています。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は平成28年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくありません。

そのような中、政府は、6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込みました。

現在、OECD（経済協力開発機構）に加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけです。

よって、墨田区議会は、政府に対し、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な支援策として、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 家庭の経済的事項に関係なく、希望すれば誰もが進学できるという一億総活躍プランの理念の実現に向け、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。また、この観点から、貸与型奨学金については、学力基準を緩和すること。
- 3 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。
- 4 機関保証料については、国費負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年9月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣 }
文部科学大臣 } あて